



# 宮 崎 県 公 報

平成24年12月10日 (月曜日) 第 2445 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 1

### 公 告

- ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 2

頁

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更 (3件) …… (農村整備課) 3
- 県民栄誉賞の受賞者の名称及びその事績…………… (畜産課) 3
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 3
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定…………… (建築住宅課) 4

### 正 誤

- 平成24年6月26日付け県公報 (号外第31号) 別冊 (46頁) 中…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 852号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字黒仁田 474-1、474-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 853号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	上本村-1	II-1-6632	急傾斜地の崩壊
	本村-1	I-1-3486	急傾斜地の崩壊
	上本村	I-1-1209	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 854号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	本村谷川3	09-422-1-016	土石流
	本村谷川1	09-422-1-017	土石流
	本村谷川2	09-422-1-019	土石流
	本村谷川5	09-422-1-020	土石流
	本村谷川6	09-422-2-028	土石流
	上本村-1	II-1-6632	急傾斜地の崩壊

本 村 - 1	I - 1 - 3486	急傾斜地の崩壊
上 本 村	I - 1 - 1209	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**公 告**

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成24年度第2回ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時  
平成25年2月12日（火曜日）及び2月13日（水曜日）
- 試験の場所  
宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
- 試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科 試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	2月12日 (火曜日)	午前10時 から午前 11時まで
	実技 試験	ふぐの種類鑑別	2月12日 (火曜日)
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	2月12日 (火曜日)	午後1時 から午後 5時まで
		2月13日 (水曜日)	午前10時 から午後 5時まで

- 受験資格  
次の各号のいずれかに該当する者とする。  
(1) 調理師法（昭和33年法律第147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定により栄養士の免許を受けている者  
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設又は寄宿舍、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの
- 受験手数料  
7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 受験願書の受付期間  
平成24年12月17日（月曜日）から12月28日（金曜日）まで（土

曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後4時まで）とし、郵送の場合は、12月28日付けの消印のあるものまで有効とする。

- 受験願書の提出先  
受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 提出書類  
(1) ふぐ処理師試験受験願書 2通  
(2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し 1通  
(3) 4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したことが及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書 各2通  
(4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉  
(5) 受験票及び写真票（返信用50円切手を貼付） 1通
- 受験票の交付  
受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。
- 受験者心得  
(1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。  
(2) 持参するもの  
筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）及び作業用靴
- その他  
(1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。  
(2) 合格発表は、平成25年2月28日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。  
(3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートリアル恒久店  
宮崎市恒久上代1527-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年7月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,889㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側及び北西側 200台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南西側 70台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- |             |         |
|-------------|---------|
| 建物南東側（No.1） | 194.74㎡ |
| 建物南側（No.2）  | 79.50㎡  |
| 合計          | 274.24㎡ |
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- |            |        |
|------------|--------|
| 建物東側（No.1） | 20.69㎡ |
| 建物南側（No.2） | 16.23㎡ |
| 合計         | 36.92㎡ |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間  
(建物北西側の駐車場は午後10時から午前6時まで閉鎖)
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
敷地南西側 2箇所（出入口2箇所）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

8 届出年月日

平成24年11月29日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成24年12月10日から平成25年4月10日まで

10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間  
平成24年12月10日から平成25年4月10日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、南今泉地区県営土地改良事業（宮崎市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成24年12月10日から平成25年1月15日まで
- 縦覧場所  
宮崎市役所清武総合支所内

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、江田山崎地区県営土地改良事業（宮崎市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成24年12月10日から平成25年1月15日まで
- 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、跡江地区県営土地改良事業（宮崎市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成24年12月10日から平成25年1月15日まで
- 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課内

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第127号）第2条の規定により、平成24年11月23日付けで県民栄誉賞を受けたものの名称及びその事績は、次のとおりである。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 名称  
第10回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会
- 事績  
第10回全国和牛能力共進会において、口蹄疫の影響による厳しい条件の下、各部門での優秀な成績をはじめ、団体賞での首席を獲得するなど、2大会連続日本一を達成した。  
この快挙は、口蹄疫からの再生・復興を象徴するものであり、畜産農家のみならず広く県民に大きな希望と感動をもたらし、郷土に対する自信と誇りを醸成した。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（新田土地区画整理事業 4 級基準点測量及び街区・  
画地出来形確認測量）
- 2 作業期間  
平成24年11月30日から平成25年 3 月22日まで
- 3 作業地域  
都城市高崎町大牟田地域

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により実施した  
平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及  
び受験番号は、次のとおりである。

平成24年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

二級建築士（合格者33名）

合格番号	受験番号
24- 1	8F-10019P
24- 2	8F-10035Y
24- 3	8F-10062R
24- 4	8F-10118R
24- 5	8F-10159P
24- 6	8F-10174R
24- 7	8F-10205L
24- 8	8F-10230R
24- 9	8F-10273Y
24-10	8F-10333N
24-11	8F-10358K
24-12	8F-10404P
24-13	8F-10417N

24-14	8F-10458M
24-15	8F-10475R
24-16	8F-10602Y
24-17	8F-10632L
24-18	8F-10684P
24-19	8F-10714Y
24-20	8F-10760N
24-21	8F-10817P
24-22	8F-10872N
24-23	8F-10903Y
24-24	8F-10973Y
24-25	8F-20014N
24-26	8F-20055M
24-27	8F-20071P
24-28	8F-20101Y
24-29	8F-20133N
24-30	8F-20188M
24-31	8F-20211P
24-32	8F-20286M
24-33	8F-20312K

木造建築士（合格者 0名）

正 誤

平成24年 6 月26日付け県公報（号外第31号）別冊（46頁）中

(県債管理基金)		(単位：円)	
区 分	平23. 9. 30現在高	平23. 10. 1～平24. 3. 31 までの増減高	平24. 3. 31現在高
現 金	40, 126, 932, 432	△ 5, 000, 000, 000 ----- 13, 028, 290, 534	48, 155, 222, 966

(県債管理基金)		(単位：円)	
区 分	平23. 9. 30現在高	平23. 10. 1～平24. 3. 31 までの増減高	平24. 3. 31現在高
正	現 金	40, 126, 932, 432	△ 5, 999, 855, 972 ----- 13, 028, 290, 534
	有 価 証 券	0	0 ----- 999, 855, 972

--	--